

消 防 危 第 1 5 号
平成 1 7 年 1 月 2 0 日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防局長 } 殿

消防庁危険物保安室長

移動タンク貯蔵所等に対する立入検査結果について

平成 16 年 11 月中に実施をお願いした移動タンク貯蔵所等に対する立入検査の実施結果を別添 1 及び別添 2 のとおりとりまとめたので送付します。

これによると、移動タンク貯蔵所等の基準不適合車両の割合は、最近の 5 年間について横ばいであり、減少には至らない状況である。

移動タンク貯蔵所に対する指導については、従前から「移動タンク貯蔵所に係る消防法の一部改正等に伴う立入検査及び命令の運用について」(昭和 61 年 12 月 26 日付け消防危第 120 号)により御尽力いただいているところですが、さらに立入検査結果中の不適合項目等を踏まえた別記の留意事項に重点をおいて、なお一層の指導の徹底をお願いします。

なお、この結果等については、別添 3 のとおり(社)全日本トラック協会、及び日本貨物運送協同組合連合会にも通知し、注意を喚起しているため参考のため添付します。

なお、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨連絡されるようお願いします。

別記

1 移動タンク貯蔵所を所有、管理する関係者に対する留意事項

(1) 移動タンク貯蔵所の設備、維持管理に関する事項

ア 移動タンク貯蔵所の定期点検を実施し、その結果を車両に備え付けておくこと。

特に水圧試験を5年以内の期間ごとに1回以上実施すること。

イ 電気設備、接地導線の不良箇所（断線等）がないように維持管理に努めること。

ウ 必要な消火設備（消火器は2個以上）を設置するとともに維持管理に努めること。

エ 貯蔵する危険物に係る表示及び標識を適正に掲げるとともに維持管理に努めること。

(2) 貯蔵、取扱い及び移送に関する事項

ア 危険物取扱者の乗車及び危険物取扱者免状の携帯を移送前に確認すること。

イ 乗車する危険物取扱者の危険物取扱者免状の交付年月日又は保安講習を受けた年月日を確認するなどにより、危険物取扱者に計画的に保安講習を受講させること。

ウ 移送前の点検及び移送に際しての細心の注意を励行すること等、移送の基準の遵守を徹底すること。

特にマンホールのふたや底弁の閉め忘れ等に注意すること。

エ 完成検査済証、点検記録等備付けを要する書類を常時車両に備え付けておくこと。

(3) その他

イエローカードの携行を徹底すること。

2 危険物の運搬車両を所有、管理する関係者に対する留意事項

(1) 指定数量以上の危険物を運搬する車両には標識及び消火器を設置するとともに点検等を行い維持管理に努めること。

(2) 運搬前に、法令に定められた積載方法によっているかどうかの確認を徹底すること。

特に容器の蓋の閉め忘れ及び容器の固定には注意すること。

(3) イエローカードの携行を徹底すること。